

令和7年4月始良市農業委員会総会 口述書（議長用）

1. 開催日時：令和7年4月30日(水) 午後1時30分～
2. 開催場所：始良市役所 本館4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内飩 達也
7 番	猶木 悟		
8 番	市蘭 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一		
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇蘭 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
04. 議案第2号 農地転用事業計画変更申請について
05. 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地の利用目的変更届について
08. 議案第6号 非農地証明願について
09. 議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)について
10. 議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
11. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)の認可について
12. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
13. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 事務局長補佐兼振興係長 農地係主幹
農地係主任主査 農地係主査 振興係主任主査

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	ただいまから、令和7年4月、始良市農業委員会総会を開会いたします。 出席農業委員は、18名中18名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。
	——— 会務報告 ———
議長	まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
	——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ——
議長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、農業委員15番、農業委員16番に、お願いいたします。
	——— 日程第2 会議書記の指名 ——
議長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、局長補佐兼農地係長と、局長補佐兼振興係長を、指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第31条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。

—— 日程第3 議案第1号 ——

議 長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から6番について、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、1～2ページです。今月の申請件数につきましては、6件となっております。

先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。

それでは、まず、1番について説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、寺師で、登記地目は田で現況地目が畑の1筆、畑が1筆の合計面積が773㎡で、贈与による所有権移転です。

以上で、1番の説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連して、推進委員8番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい、推進委員8番です。調査報告いたします。令和7年4月16日、譲受人宅を訪問し、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は自宅前の約30mのところに所在し、すでに畑として耕作してありました。労働力は、本人が一人です。農作業用機械は、軽トラック1台、管理機9台、刈払機6台を所有されています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、引き続き2番につきまして説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇他1名、申請地は、大山で、畑が2筆、面積が485㎡で、売買による所有権移転です。

以上で、2番の説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 4 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員 1 4 番です。調査報告いたします。令和 7 年 4 月 1 7 日、譲受人の実家を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、霧島市国分に在住されており、週に 2 ～ 3 回実家に帰って来られて、主に水稻を栽培されています。申請地は実家に隣接している畑地で、草払い等がなされて良好に管理されていました。農業用機械は、稲作に必要な機械やトラクター、管理機、刈払機等があり、畑作に関する機械も確認しました。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、引き続き 3 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町木田で、田が 1 筆の、面積が 7 5 8 m²の内 4 3 1 m²で、売買による所有権移転です。 なお、議案第 4 号 5 番の農地の 5 条申請とも関連があります。 以上で、3 番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、農業委員 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員 2 番です。調査報告いたします。令和 7 年 4 月 1 7 日、現地において、代理人の行政書士に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は自己住宅を建築するため、一筆 7 5 8 m²の田を購入し、うち 3 2 7 m²を宅地に転用し、残り 4 3 1 m²を農地として耕作するとのことでした。自己住宅が完成するまでの間は、草取り等の管理に努め、住宅完成後は、この住宅に住み耕作するとのことでした。労働力は、1 名です。農業用機械は、近くの親戚から借りるということでした。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、引き続き4番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、三拾町で、田が1筆の、面積が355㎡で、贈与による所有権移転です。 以上で、4番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員5番です。調査報告いたします。令和7年4月18日、譲受人立ち合いのもと、申請地において聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、2人で、農業用機械は、トラクター、刈払機等があるとのことでした。申請地は、稲作は難しいということで、かぼちゃを栽培したいとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き5番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町小山田で、田が4筆の、面積が2,086㎡で、贈与による所有権移転です。 以上で、5番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員3番です。調査報告いたします。令和7年4月21日、譲受人の代理人の行政書士と、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、3人で、農業用機械については、トラクター、田植機、耕うん機、コンバイン、軽トラック等揃っていました。農地の草刈りをされ、保全されていました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。

	事務局	それでは、引き続き 6 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町米丸で、畑が 1 筆の、面積が 5 1 4 m²で、贈与による所有権移転です。 以上で、6 番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、推進委員 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい、推進委員 2 番です。調査報告いたします。令和 7 年 4 月 1 7 日、譲受人の代理人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、夫婦 2 人で、農業用機械は、刈払機は所有されていますが、その他の機械は、必要に応じて借りてこられるそうです。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長		それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 6 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 6 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 6 番については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。 ——— 日程第 4 議案第 2 号 ———
議 長		次に、日程第 4、議案第 2 号、農地転用事業計画変更申請について、議題に供します。1 番と 2 番について、説明をお願いします。 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は、3ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 当初計画者は〇〇、事業継承者は〇〇、申請地は蒲生町漆の田が1筆で、面積は1,098㎡となっております。 当初、〇〇が、現場事務所・資材置場で、令和6年11月5日付けで5条許可を得ておりましたが、今回、始良市発注の農業用施設災害復旧工事の施工業者が〇〇に変更になり、それまで〇〇が利用していた土地を継承し、現場事務所・資材置場として利用する事業計画の変更となっております。 この後の議案第4号の3番で、農地法の5条申請が、同時に提出されております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員3番に、議案第4号の3番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員3番です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である、一時転用に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約110mの位置です。被害防除現況としましては、東が県道、西が宅地、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、一時転用（令和7年5月31日まで）終了後、農地に復元すること。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見徴収案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2番につきましてご説明いたします。 当初計画者は〇〇、事業継承者は〇〇、申請地は西餅田の田が2筆で、面積は960㎡となっております。 当初、〇〇が、現場事務所・資材置場で、令和7年4月10日付けで5条許可を得ておりましたが、今回、始良市建設部発注の排水路工事の施工業者が〇〇に変更になり、それまで〇〇が利用してい

	事務局 た土地を継承し、現場事務所・資材置場として利用する事業計画の変更となっております。 この後の、議案第4号の17番で、農地法の5条申請が、同時に提出されております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員13番に、議案第4号17番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員 はい、農業委員13番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約1,000mの位置です。被害防除現況としましては、東が公衆用道路、西が市道、南が雑種地、北が公衆用道路です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、一時転用（令和7年12月5日まで）終了後、農地に復元すること。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	それでは、お諮りいたします。 これより、議案第2号、農地転用事業計画変更申請についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
	委 員 〔質疑・意見なし〕
議 長	議案第2号、農地転用事業計画変更申請についての、1番と2番について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員 〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号、農地転用事業計画変更申請についての、1番と2番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。

議 長

次に、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から4番について、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、4ページから5ページでございます。今月の申請件数につきましては、4件となっております。

それでは、1番につきましてご説明いたします。

申請人は〇〇、申請地は寺師の畑が3筆で、面積は、882㎡です。農地区分は、第2種農地で、転用目的は、山林となっております。申請理由は、現況が山林になっているとのことです。

参考資料の11ページに始末書が添付されております。内容につきましては、平成30年頃に椎茸栽培の原木を確保するためにクヌギを植えたが、農地法のこと承知していなかった旨の経緯が記載され、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連し、推進委員8番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい、推進委員8番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約700mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が田と山林、西が宅地と山林、南が山林、北が雑種地と宅地です。申請実現の確実性としましては、既に転用済のため、確実です。条件・特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2番につきましてご説明いたします。

事務局	申請人は〇〇、申請地は蒲生町北の畑が1筆で、面積は、44㎡です。農地区分は、第1種農地で、転用目的は、通路となっております。申請理由は、所有している隣接地の宅地の出入り口の通路として利用しているためです。 参考資料の15ページに始末書が添付されております。内容につきましては、平成10年頃、自宅の出入り口として利用するために工事をしたが、農地法のこと承知していなかった旨の経緯が記載され、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。 また、こちらは第1種農地のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見徴収案件となります。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連し、推進委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員1番です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約540mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が農道、北が宅地です。申請実現の確実性として、既に転用済のため、確実です。条件・特記事項は特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見徴収案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番につきましてご説明いたします。 申請人は〇〇、申請地は東餅田の畑が1筆で、面積は、510㎡です。農地区分は、第3種農地で、転用目的は、駐車場となっております。申請理由は、需要があるため、造成をして貸駐車場として有効に活用したいとのことです。 参考資料の20ページに始末書が添付されております。内容につきましては、令和6年9月1日頃から駐車場として利用しているが、農地法ことは十分理解していなかった旨の経緯が記載され、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。

事務局	こちらは、建物を建てない駐車場になりますので、工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付したいと思います。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連し、農業委員14番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員14番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約510mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑、西が雑種地と畑、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性として、始末書が添付されており既に転用済のため、確実です。条件・特記事項は、隣接する農地への土砂流出を防止すること。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番につきましてご説明いたします。 申請人は〇〇、申請地は中津野の田が1筆で、面積は、429㎡です。農地区分は、第2種農地で、転用目的は、通路・駐車場となっております。申請理由は、自宅への進入路が狭かったため、進入路と駐車場を開設したとのことです。 参考資料の25ページに始末書が添付されております。内容につきましては、平成29年4月頃から通路・駐車場として利用しているが、農地法の認識がなかった旨の経緯が記載され、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。 こちらは、建物を建てない駐車場になりますので、工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告する事を許可書の条件に付したいと思います。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連し、農業委員15番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員15番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はあ

	りません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約220mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が田です。申請実現の確実性として、すでに転用済のため、確実です。条件・特記事項は特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 なお、2番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
———— 日程第6 議案第4号 ————	
議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から20番について、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、6ページから12ページでございます。今月の申請件数につきましては、20件となっております。 それでは、1番につきましてご説明いたします。

事務局	譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇ほか7名、土地の所在は、東餅田の畑が10筆で、申請面積が計3,883.48㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成です。申請理由は、住宅用地（15区画）として造成したいとのことです。 なお、579-2の宅地、593の一部の宅地、594-1の一部の宅地、572-2の一部の宅地、4579の一部の公衆用道路、4,580の一部の公衆用道路と一体利用となり、全事業面積が4,652.77㎡となります。 こちらの案件は、全事業面積が30aの超過のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員13番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員13番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約270mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地と畑と里道、西が宅地と畑、南が宅地、北が宅地と畑です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、県開発許可があり次第、公布する。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、寺師の田が1筆、雑種地が1筆で、申請面積が1,887㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地で、転用目的は、資材置場で、申請理由は、資材置場として利用したいとのことです。 こちらの申請は、資材置場なので、工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告する事を許可書の条件に付したいと思います。 以上で説明を終わります。

事務局	ただいまの説明に関連して、推進委員 8 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員 8 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約 7 4 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が山林、西が県道、南が農道、北が宅地と山林です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、水路へ土砂流出させないこと。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、蒲生町漆の田が 1 筆で、申請面積が 1, 0 9 8 m²です。権利の内容は、賃借権で、農地区分は、第 1 種農地、転用目的は、現場事務所・資材置場で、申請理由は、〇〇地区ほか 1 地区農業用施設災害復旧工事施工のためとのことです。 こちらは、議案第 2 号の 1 番と関連しております。また、こちらの申請は、一時転用なので、一時転用終了後、令和 7 年 5 月 3 1 日までに農地に復元することを許可書の条件に付したいと思います。 また、第 1 種農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で説明を終わります。
議長	本件につきましては、議案第 2 号の 1 番で、推進委員 3 番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。 次に、4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇ほか 1 名、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、蒲生町下久徳の田が 1 筆で、申請面積が 3 1 9 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 2 種農地、転用目的

事務局	は、一般住宅で、申請理由は、現在借家住まいで手狭なため、一般住宅を建設したいとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 15 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 15 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約 10 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が田（雑種地）、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、5 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が 1 筆で、申請面積が 758 m²のうち 341 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、自己住宅を建築するためです。 また、参考資料 42 ページに、隣接する土地への通行承諾書が添付してあります。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 15 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 15 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約 420 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が田と転用許可地、西が田と宅地、南が宅地と市道、北が田です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

議 長 委 員	以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、6番について、事務局の説明を求めます。 それでは、6番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、蒲生町上久徳の畑が1筆で、申請面積が407㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第1種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、一般住宅を建築したいとのことです。 また、こちらの申請は、第1種農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員1番です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約10mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が畑、北が畑です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、7番について、事務局の説明を求めます。 それでは、7番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇ほか2名、土地の所在は、西餅田の畑が1筆で、申請面積が383㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、宅地造成（1区画）に利用したいとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員14番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、農業委員 14 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約 90 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、8 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、8 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、平松の畑が 1 筆で、申請面積が 485 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、宅地造成（3 区画）として申請するとのことです。 この申請は、隣接地 6384-1 の 312 m²と一体利用となり、全事業面積が 797 m²となります。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員 5 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員 5 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約 500 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑と宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、9 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、9 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、保佐人〇〇、土地の所在は、松原町二丁目の畑が 1 筆で、申請面積が 632 m²で

事務局	す。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅・ドッグランで、申請理由は、自宅建築を契機にドッグランを経営したいとのことです。 参考資料の58ページの方に、一般住宅の基準である概ね500㎡を超えておりますので、面積超過の理由書を添付しております。内容につきましては、小型犬専用のドッグラン経営を同一敷地内に計画しており、宅地面積は397㎡だが、ドッグラン部分が235㎡必要との旨の理由書が添付されております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員13番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員13番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約350mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地と畑、西が市道、南が宅地、北が市道と畑です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、10番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、加治木町反土の畑が1筆で、申請面積が512㎡のうち265㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、学童保育所で、申請理由は、学童保育所を建築する計画とのことです。 この申請は、隣接地2772-2の一部317.85㎡と一体利用となり、全事業面積が582.85㎡となります。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員12番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、農業委員１２番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約３１０ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明と自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、１１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１１番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が１筆で、申請面積が２３１㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、借家住まいで手狭なため、一般住宅を建築したいとのことです。 この申請は、隣接地１６４０－４の公衆用道路８９㎡と一体利用となり、全事業面積が３２０㎡となります。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員１２番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員１２番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約３２０ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が水路、西が宅地、南が田、北が用悪水路です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、１２番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１２番につきましてご説明いたします。

事務局	譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、蒲生町上久徳の畑が1筆で、申請面積が768㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、資材置場、申請理由は、資材置場が手狭になったため、資材置場として利用したとのことです。 こちらの申請は、資材置場なので、工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告することと里道を適切に利用することを許可書の条件に付したいと思います。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員1番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約60mの位置にあります。被害防除現況としましては、東と西、南が畑ですが、現況は山林、北が里道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、里道の復元について、後日確認のため現地調査を行うことになっております。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、13番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、13番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、平松の畑が1筆で、申請面積が517㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成、申請理由は、宅地造成（2区画）に利用するためです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員5番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約10mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市

委員 議長	道、西が宅地、南が私道、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 次に、１４番について、事務局の説明を求めます。
事務局 議長	それでは、１４番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、加治木町反土の畑が１筆で、申請面積が３９６㎡のうち１１０㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、一般住宅、申請理由は、借家住まいで手狭なため、一般住宅を建築したいとのことです。 この申請は、隣接地２７０５－２３の一部２２０．４８㎡と一体利用で、全事業面積が３３０．４８㎡となります。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員１２番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員 議長	はい、推進委員１２番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約１１０ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が畑と宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 〔休憩〕 次に、１５番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１５番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が１筆で、申請面積が６１７㎡のうち２２０㎡で

事務局 議 長	す。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、借家住まいで手狭なため、一般住宅を建築したいとのことです。 この申請は、隣接地1180-23の一部、用悪水路21㎡と一体利用で、全事業面積が241㎡となります。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員12番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員 議 長	はい、農業委員12番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約220mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が農道、西が田（現況畑）、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 次に、16番について、事務局の説明を求めます。
事務局 議 長	それでは、16番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、平松の畑が1筆で、申請面積が445㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成、申請理由は、住宅地として需要が高いため、宅地造成（1区画）としたいとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員5番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約190mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑と宅地、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及

議 長	び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
事務局	次に、１７番について、事務局の説明を求めます。 それでは、１７番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、西餅田の田が２筆で、申請面積が９６０㎡です。権利の内容は、賃借権で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、現場事務所・資材置場、申請理由は、現場事務所として利用したいということです。 こちらは、議案第２号の２番と関連しております。 なお、一時転用なので、一時転用終了後、令和７年１２月５日までに農地に復元することを許可書の条件に付したいと思います。 以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第２号の２番で、農業委員１３番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。 次に、１８番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１８番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、池島町の畑が１筆で、申請面積が３５４㎡です。権利の内容は、使用貸借権で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、一般住宅、申請理由は、現在借家住まいであり、自己の住宅を建築するためということです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員１４番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員１４番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約３１０ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基

委員	準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、１９番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１９番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、加治木町反土の田が１筆で、申請面積が７６４㎡のうち３４２㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、一般住宅、申請理由は、現在借家住まいであり、自己の住宅を建築するためとのことです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員１２番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員１２番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約１００ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が田と公衆用道路、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、２０番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、２０番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、平松の畑が１筆で、申請面積が３０２㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、一般住宅、申請理由は、現在借家住まいであり、自己の住宅を建築するためとのことです。 なお、参考資料の９９ページに始末書が添付されておりますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 14 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 14 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約 570m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 20 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	推進委員 6 です。6 番の案件で、第 1 種農地の畑は、初めてのケースだと思うのですが、第 2 種農地や第 3 種農地との違いと、第 1 種農地はどういうところに指定されるのかを教えてください。
事務局	まず、第 3 種農地は、都市計画用途区域の第 1 種低層地域等の網が張ってある区域内の農地になります。第 1 種農地は、10ha 以上の基盤整備を行った農振農用地に接続している農地になります。それ以外の都市計画用途区域の網が張ってない、第 1 種農地でない農地を第 2 種農地と区別しております。
委 員	畑も、田と同じ考え方でよろしいということですか。
事務局	はい、そうです。
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 20 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。議案第５号、農地の利用目的変更届についての、１番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第５号、農地の利用目的変更願についての、１番については、原案のとおり承認することに、決定しました。
———— 日程第８ 議案第６号 ————	
議 長 事務局	次に、日程第８、議案第６号、非農地証明願について、議題に供します。１番と２番について、説明をお願いします。 １番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第６号、非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は、１４ページでございます。今月の申請件数につきましては、２件となっております。 それでは、１番につきましてご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地は、鍋倉の畑が１筆、面積は１０２㎡です。農地区分は第２種農地で、現況は宅地であります。相続した土地に勝手に建物を建てられてしまい、現在に至っているとのことで、非農地証明願が提出されております。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、農業委員１３番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員１３番です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から東に約４２０ｍ、現況は、申請のとおり宅地となつてから約３０年経過していると認められます。周囲の現況は、東が山林と宅地、西が県道、南が県道、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由としては、宅地となつてから２０年以上経過しているので、やむを得ないものと認められます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で報告を終わります。

議 長	2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2 番につきましてご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地は、加治木町西別府の田が1 筆、面積が1, 2 0 0 m²です。農地区分は第2 種農地で、現況は発電所付属用地であります。1 9 2 4 年4 月2 8 日より宇曾木発電所付属用地として使用され、現在に至っているとのことで、非農地証明願が提出されております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員1 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員1 2 番です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から西に約5 1 0 mで、申請のとおり発電所付属用地となってから1 0 1 年程度経過していると認められます。現況は、東が河川、西が保安林、南が原野、北が公衆用道と用悪水路と山林です。非農地として認定するやむを得ない理由としては、発電所付属用地となってから2 0 年以上経過しており、やむを得ないものと認められます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第6 号、非農地証明願についての、1 番と2 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第6 号、非農地証明願についての、1 番と2 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第6 号、非農地証明願についての、1 番と2 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。

議 長

それでは、日程第 9、議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、議題に供します。

1 番から 4 8 番について、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、ご説明します。総会資料の 1 5 ページをご覧ください。

契約の始期は 令和 7 年 6 月 1 日を予定しております。

契約年数につきましては、3 年間が 3 件、5 年間が 1 0 件、1 0 年間が 1 3 件の合計 2 6 件、5 8、4 1 3 m²となっております。

契約の詳細につきましては、1 6 ページから 1 8 ページに記載しておりますので、ご確認ください。

なお、昨年度地域計画が策定されたことに伴い、今月提出分から農政課へ「当計画案が地域計画の達成に資するか」についての意見照会を行っております。農政課からの意見につきましては、貸借予定地 4 8 筆中 4 2 筆が地域計画区域内であり、計画への支障なしとの回答がありましたことを申し添えます。

また、耕作者の要件につきましては、営農計画書による調査、農政コーディネーター等からの聞き取りを基に確認を行っております。

議事参与についてです。

資料の 1 7 ページ 3 2 番・3 3 番が〇〇委員、3 4 番・3 5 番・3 6 番が〇〇委員、3 7 番から 1 8 ページの 4 8 番までが〇〇委員に関連する議案となっております。

つきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

これより、議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1 番から 4 8 番について、質疑に入ります。

なお、3 2 番から 4 8 番については、議事参与制限により、本日の総会に、それぞれ関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。

まず、1 番から 3 1 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いいたします。

議 長 委 員	〔質疑・意見なし〕 それでは、お諮りいたします。議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1 番から 3 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
議 長 委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1 番から 3 1 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。
議 長 委 員	それでは、3 2 番と 3 3 番の関係者、農業委員 4 番の退席をお願いします。 〔委員退席〕
議 長 委 員	それでは、3 2 番と 3 3 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。 〔質疑・意見なし〕
議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、3 2 番と 3 3 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
議 長 委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、3 2 番と 3 3 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員 4 番の着席をお願いします。 それでは、次に、3 4 番から 3 6 番の関係者、農業委員 3 番の退席をお願いします。

	委 員	〔委員退席〕
議 長		それでは、３４番から３６番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第７号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、３４番から３６番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第７号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、３４番から３６番については、原案のとおり承認することに、決定しました。
		農業委員３番の着席をお願いします。
		それでは、次に、３７番から４８番の関係者、農業委員５番の退席をお願いします。
	委 員	〔委員退席〕
議 長		それでは、３７番から４８番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第７号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、３７番から４８番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、37 番から 48 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員 5 番の着席をお願いします。 ——— 日程第 10 議案第 8 号 ———
議 長	次に、日程第 10、議案第 8 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、議題に供します。 この議案につきましては、県外の農業委員会の委員が、農地転用にかかる収賄容疑で、逮捕されたという事案を受け、全国農業会議所より、年に 1 回は、総会時に、法令遵守の申し合わせ決議に、取り組んでいただきたいとの旨の依頼によるものです。 それでは、資料 19 ページに記載されています、決議文を読み上げます。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項について、ここに申し合わせ、決議する。 一、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 二、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和 7 年 4 月 30 日、始良市農業委員会。 この決議について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委員 議長	「質疑・意見なし」 この議案に関しましては、農業委員会組織としての、決議になりますので、農地利用最適化推進委員の方々も、賛否について、挙手をお願いいたします。 それでは、お諮りいたします。 議案第8号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員 議長	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第8号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、承認することに、決定いたしました。
——— 日程第11 ———	
議長	次に、日程第11、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）の認可について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可についての報告をいたします。 別紙、農用地利用集積等促進計画の認可・公告について 鹿児島県知事通知をご覧ください。県知事の認可日は、令和7年4月21日、同日付で公告となっております。貸付開始日は、令和7年5月1日となっております。概要については、2～3ページ、各筆の明細については、4ページから6ページをご確認ください。新規33筆、47,605㎡、変更2筆、1,921㎡となっております。 以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。

——— 日程第 1 2 ———	
議 長	次に、日程第 1 2、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。4 月は、8 件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約（4 月分）をご確認ください。 なお、〇〇の解約が 5 件ありますが、これについては、幹旋申出があると思われますので、よろしくお願いします。 以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。
——— 日程第 1 3 ———	
議 長	次に、日程第 1 3、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委 員	〔委員から〕 農業委員 2 番です。先ほどの議案第 8 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、議長から「賛成多数」との表現がありました。この議題の趣旨からして、全会一致での賛成でなければならないと個人的に考えます。議長はそこから見られて、反対者が何人かいたということでしょうか。
議 長	反対という方は、いらっしゃいませんが、手の挙がっていない委員を何人か確認したので、そのような表現を致しました。 事務局からは、何かありませんか。
事務局	〔事務局から〕 ○新連絡網について

議 長 事務局	○歓送迎会について ○5月30日開催予定の合同研修会について ○互助会監査報告 それでは、以上をもちまして、令和7年4月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。 姿勢を正してください。一同礼。
-----------------------	--

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____